

施 行 2015年 4月 1日
最終変更 2026年 7月15日

事務局権限表

(凡例)

- ・○＝各職位の所管の範囲で決裁できる。
- ・金額＝予算の範囲内かつ各職位の所管の範囲で1件当たり表示金額（税抜）を上限に決裁できる。

(本権限表の取扱い)

- ・権限表に定めのない事項については、他の規程に定めがない限り、理事会決議を要する。
- ・権限表の定めが他の規程に抵触する場合は、他の規程を優先する。

1. 各部共通			
項目	事務局長	部長、担当部長 室長、所長	副部長 副室長、副所長 マネージャー
官公庁その他に対する諸願届、報告（重要なものを除く。）	○	○ （定型的なものとして事務局長の承認を得たもの又は緊急時に限る。）	
広報及び情報公表の内容の決定（日常的な業務運営に関するものに限る。）		○	○ （既存 Web ページの軽微な更新に限る。）
機関外への連絡・依頼文書の作成及び事務に関する確認書等の締結（日常的な業務運営に関するものに限る。）	○ （各部等横断的な内容に限る。）	○	○ （軽易なものに限る。）
自動更新条項が付いた契約の更新（契約解除の場合は、その契約を締結した際の権限に依る。）	○ （初回契約承認が、理事会のもの）	○ （初回契約承認が、事務局長のもの）	○ （消耗品の購入等の軽易なものに限る。）
事務局内における事務処理のための様式等の制定		○	
役員及び職員（事務局長を除く。）が業務として行う講演等の届出	○	○ （総務部長（部長及び室長を除く職員が業務として行う講演等の届出に限る。））	
役員に対する旅行命令	○		
事務局長に対する旅行命令		○ （総務部長）	

1. 各部共通（続き）			
項目	事務局長	部長、担当部長 室長、所長	副部長 副室長、副所長 マネージャー
配下の職位及び職員（事務局長を除く。）に対する国内旅行命令（鉄道運賃（特別料金を除く。）又はバス運賃となる経路であって宿泊を伴わないものを除く。）	○	○ （部長、室長又は所長）	
配下の職位及び職員（事務局長を除く。）に対する国内旅行命令（鉄道運賃（特別料金を除く。）又はバス運賃となる経路であって宿泊を伴わないものに限る。）	○	○	○
職員（事務局長を除く。）に対する外国旅行命令	○		

2. 総務部			
項目	事務局長	総務部長、室長	副部長、副室長 マネージャー 副マネージャー（管理）
職員の異動（事務局内の所属変更に関するものに限る。）	○		
職員の募集、契約の更改その他の採用に付随する事項の決定	○		
職員研修の実施		100 万円 （部長）	
職員の表彰（表彰に関する規程第 4 条第 1 項に基づく国家資格等取得者への表彰に関するものに限る。）		○ （部長）	
健康診断、安全衛生行事の実施		○ （部長）	
各部・室への予算の配分		○ （会計室長）	

2. 総務部（続き）			
項目	事務局長	総務部長、室長	副部長、副室長 マネージャー 副マネージャー（管理）
支出又は収入の原因となる契約の締結等 （5,000万円を超えるもので、理事会にて総合評価落札方式の入札に係る実施の承認及び落札者の決定を議決した契約の締結、並びに理事会にて最低価格落札方式の入札に係る実施の承認を議決した落札者の決定に限る。）	○	○ （部長（最低価格落札方式の入札に係る落札者の決定に限る。））	
支出又は収入の原因となる契約の締結等 （1,000万円を超え5,000万円以下のものに限る。契約の締結のほか、契約の締結に先立つ理事会にて実施の承認を議決した入札に係る落札者の決定及び企画競争に係る契約先候補者の決定を含む。）	○	○ （部長（最低価格落札方式の入札に係る落札者の決定に限る。））	
支出又は収入の原因となる契約の締結等 （500万円を超え1,000万円以下のものに限る。契約の締結のほか、契約の締結に先立つ実施の承認並びに入札に係る落札者の決定及び企画競争に係る契約先候補者の決定を含む。）	○	○ （部長（最低価格落札方式の入札に係る落札者の決定に限る。））	
支出又は収入の原因となる契約の締結等 （20万円を超え500万円以下のものに限り、情報システムに関するものを除く。契約の締結のほか、契約の締結に先立つ実施の承認並びに入札に係る落札者の決定及び企画競争に係る契約先候補者の決定を含む。）		○ （部長）	
支出又は収入の原因となる契約の締結等 （20万円を超え500万円以下の情報システムに関するものに限る。契約の締結のほか、契約の締結に先立つ実施の承認並びに入札に係る落札者の決定及び企画競争に係る契約先候補者の決定を含む。）		○ （情報システム室長）	
支出又は収入の原因となる契約の締結等 （20万円以下の消耗品の購入に限る。契約の締結のほか、契約の締結に先立つ実施の承認を含む。）			○ （総務GM及び情報システム室Mに限る。）

2. 総務部（続き）			
項目	事務局長	総務部長、室長	副部長、副室長 マネージャー 副マネージャー（管理）
労働者派遣業務の契約の締結 （入札の実施を含む。）	1,000 万円 （1 人当たり）	500 万円 （1 人当たり） （部長）	
書籍・雑誌の購入		○ （部長）	20 万円 （総務GMに限る。）
財産の売却（入札の実施を含む。）、固定 資産の除却	100 万円	50 万円 （部長）	
契約金額の変更（変更後の金額が契約締 結権限を有する金額を超えない場合に限 る。）	○	○ （部長） （情報システム室長 （情報システムに関す るものに限る。））	
水道光熱費等の公共的サービスの受給に 係る契約の更改（公開されている約款の 変更起因するものなど、料金算定の基 本要素や使用形態の顕著な変更を伴わ ないものに限る。）	○ （初回契約承認が、 理事会のもの）	○ （部長） （初回契約承認が、 事務局長のもの）	
会計規程第24条（予定価格）に基づく 入札予定価格の決定		○ （会計室長）	
会計規程第26条（落札者の決定）に基 づく入札結果の通知			○ （会計室M及び副M （管理）に限る。）
会計・調達業務の細則に関する規程第2 4条（契約の公表）に基づく契約の公表			○ （会計室M及び副M （管理）に限る。）
会計伝票処理			○ （会計室M及び副M （管理）に限る。）
税の申告、納付		○ （会計室長）	
出納処理			○ （会計室M及び副M （管理）に限る。）
同一経理内の預金口座の区分設定		○ （会計室長）	
余裕金等の運用を行う金融機関の選定結 果の通知、公表		○ （会計室長）	○ （会計室M及び副M （管理）に限る。）

2. 総務部（続き）			
項目	事務局長	総務部長、室長	副部長、副室長 マネージャー 副マネージャー（管理）
雑費の支出	○	100 万円 （部長（部長による雑費の支出を除く。））	
法定資格者の選任、解任		○ （部長）	
業務規程第187条（電子情報を交換するための標準規格の策定）に基づき策定する標準規格の軽微な変更		○ （情報システム室長）	
電力保安通信回線に関する総務省への諸願届			○ （情報システム室Mに限る。）

3. 需給計画部			
項目	事務局長	需給計画部長、所長	副部長 副所長 マネージャー
請求書の発行		○ （部長） （所長（容量市場関係業務に限る。））	○ （容量市場関係業務に限る。）
容量確保契約書、変更契約書及び解約合意書の締結（容量オークションの結果に基づくもの、市場退出（事由が必然的なものに限る。）、契約承継（会社法上の組織再編に伴うもの、親子法人等（同一の親法人等の子法人等間も含む。）に契約承継するものに限る。）等に限る。）		○ （所長）	
容量確保契約に関わる承諾書等の提出 （本機関の雛形による承諾書等を提出する場合、又は承諾書等を提出済みの案件において同様の内容の承諾書等を提出する場合に限る。）		○ （所長）	
容量確保契約の締結結果及び状況の公表		○ （所長）	
容量市場に関する決裁済みの事業者向け資料及び周知内容の公表		○ （所長）	○ （既存 Web ページ等の軽微な更新に限る。）

3. 需給計画部（続き）			
項目	事務局長	需給計画部長、所長	副部長 副所長 マネージャー
容量市場に関する業務マニュアルの策定、公表		○ (所長)	

4. 系統計画部			
項目	事務局長	系統計画部長	副部長 マネージャー
業務規程第51条（本機関の発議による計画策定プロセスの開始）第2号イに基づく計画策定プロセスの開始要件への非該当の決定		○ (技術的観点から容易に判断できる場合に限る。)	
業務規程第64条の5（資金の貸付け）第6項に基づく、貸付契約書に定める貸付実行前提条件の充足確認及び貸付けの実行		○	
元利金支払金額通知書の発行			○

5. 運用部				
項目	事務局長	運用部長	副部長 担当部長 マネージャー 所長、副所長	当直長
業務規程第8章（需給状況の監視）に基づく需給に関する計画の取りまとめ、公表		○ (月間)	○ (所長) (週間)	○ (翌々日～当日)
業務規程第9章（需給状況の悪化時の指示等）に基づく要請、公表		○		
業務規程第10章（地域間連系線の管理）に基づく運用容量・マージン・空容量の算定、公表		○ (運用容量・マージンについては月間、空容量については月間以前)	○ (所長) (週間)	○ (翌々日～当日)

5. 運用部 (続き)				
項目	事務局長	運用部長	副部長 担当部長 マネージャー 所長、副所長	当直長
長期計画及び年間計画における運用容量、マージンの変更、公表 (長期及び年間計画の理事会決定後、広域連系系統等の作業停止計画あるいは発電計画の変更があった場合など、算定方法に変更がないものに限る。)		○		
業務規程第10章(地域間連系線の管理)及び業務規程附則に基づく連系線の計画潮流並びに経過措置計画の管理、経過措置可否判定を含む送電可否判定、経過措置減少処理及び混雑処理		○		○ (翌々日～当日)
業務規程第111条(需給状況の悪化時の指示又は要請)第1項に基づく指示のうち、以下の内容 (1) 融通指示 (2) 各一般送配電事業者による連系線のマージンの使用※(連系線潮流抑制のためのマージンの使用を除く。) ※業務規程第116条及び第152条			○ (所長)	○ (所長に連絡が取れない場合に限る。)
業務規程第122条(指示の公表)に基づく公表(融通指示に限る。)			○ (所長) (副所長(所長に連絡が取れない場合に限る。))	
業務規程第123条の2(需給状況悪化時等の1時間前取引の取扱い)に基づく1時間前取引の送電可否判定の照会の受付停止、通知				○
業務規程第126条(運用容量の設定)第1項に基づく、検討スケジュール、運用容量の算出断面、需要その他の検討条件の公表		○ (前年度分の算出以降、利用者等からの要望による変更がない場合に限る。)		
業務規程第161条(作業停止計画の最終案の提出、承認)第3項に基づく月間作業停止計画の承認及び第168条(系統情報の公表)に基づく同計画の公表		○		

5. 運用部（続き）				
項目	事務局長	運用部長	副部長 担当部長 マネージャー 所長、副所長	当直長
業務規程第166条（作業停止計画の変更）第3項に基づく年間作業停止計画の変更・追加の承認及び第168条（系統情報の公表）に基づく同計画の公表		○	○ （マネージャー） （当該作業により、連系線運用容量が変更にならないものに限る。）	
業務規程第166条（作業停止計画の変更）第3項に基づく月間作業停止計画の変更及び計画外作業停止の承認並びに第168条（系統情報の公表）に基づく同計画及び同計画外作業停止の公表		○	○ （マネージャー） （当該作業により、連系線運用容量が変更にならないものに限る。）	○ （事故障害時に伴う緊急作業、当日作業の延長・短縮対応など事前の調整ができないものに限る。）
業務規程第168条（系統情報の公表）に基づく作業停止の実績の公表				○
業務規程第168条（系統情報の公表）に基づく連系線及び連系線の運用容量に影響を与えた地内基幹送電線の故障状況の公表			○	○ （緊急時に限る。）
業務規程第168条（系統情報の公表）に基づく連系線の予想潮流の公表		○ （月間以前）	○ （所長） （週間以降）	
業務規程第180条第1項（出力抑制時の検証）に基づく出力抑制が適切であったか否かの確認及び検証（離島における出力抑制に関するものに限る。）		○		
送配電等業務指針第269条（事業者コード等の申請）及び送配電等業務指針附則（平成29年9月6日）第5条（経過措置計画コードの申請）に基づくコードの発行			○ （マネージャー）	
業務規程附則第9条第2項に基づく、供給先未定発電事業者等の計画書等の妥当性の確認		○		
広域運用センター代行業務委託契約に基づく、委託業務の開始及び終了			○ （所長）	○ （所長に連絡が取れない場合に限る。）

6. 再生可能エネルギー・国際部			
項目	事務局長	再生可能エネルギー・国際部長	マネージャー
入札業務規程第10条に基づく落札者の決定		○	
入札業務規程第12条に基づく落札者決定の取消し		○	
入札業務規程第18条及び第20条に基づく入札保証金の返還		○	
入札業務規程第22条に基づく入札保証金の没収		○ (5千万円未満の案件に限る。)	
入札業務規程第22条に基づく没収した入札保証金の国庫への納付	○	○ (5千万円未満の案件に限る。)	
徴収等業務規程第9条に基づく、小売電気事業者から徴収等すべき納付金の額の決定		○	
徴収等業務規程第17条に基づく、認定事業者に対して交付等すべき供給促進交付金の額の決定		○	
徴収等業務規程第23条に基づく、FIT電気買取事業者に対して交付等すべき調整交付金の額の決定		○	
徴収等業務規程第38条に基づく、返還命令等を受けた認定事業者から徴収等すべき返還又は納付を命ぜられた額の決定		○	
積立金管理業務規程第9条に基づく、認定事業者が積立て等すべき交付金相当額積立金の額の決定		○	
積立金管理業務規程第15条、第28条及び第29条に基づく、認定事業者が積立て等すべき解体等積立金の額の決定		○	
積立金管理業務規程第19条に基づく、認定事業者又は旧認定事業者へ振込み等すべき交付金相当額積立金の額の決定		○	
積立金管理業務規程第20条に基づく、本機関へ帰属すべき交付金相当額積立金の額の決定		○	
積立金管理業務規程第23条、第24条及び第30条に基づく、認定事業者等又は認定事業者等以外へ振込み等すべき解体等積立金の額の決定		○	
請求書の発行			○ (再生可能エネルギー関連業務に限る。)

7. 紛争解決対応室			
項目	事務局長	紛争解決対応室長	副室長
業務規程第20章（苦情及び相談）に基づく会員等からの苦情・相談に対する回答	○	○ （軽易な調査又は調整により対応できるものに限る。）	

【参考】変更履歴

施行 平成27年 4月 1日
 変更 平成27年 6月29日
 変更 平成27年 9月30日
 変更 平成28年 4月 1日
 変更 平成29年 4月 1日
 変更 平成29年 5月24日
 変更 平成30年 4月 1日
 変更 平成30年10月 1日
 変更 2019年 4月 1日
 変更 2021年 6月 9日
 変更 2021年 7月 1日
 変更 2022年 4月 1日
 変更 2022年 6月29日
 変更 2023年 7月 1日
 変更 2023年11月22日
 変更 2024年 4月 1日
 変更 2024年 7月31日
 変更 2024年12月25日
 変更 2025年 3月19日
 変更 2025年 4月 9日
 変更 2025年 4月23日
 変更 2025年 6月 4日
 変更 2025年 9月17日
 変更 2026年 4月 8日
 変更 2026年 7月15日